

令和元年度 教育委員会における 学校の働き方改革のための取組状況調査 (令和元年7月1日現在)

京都府

令和元年12月



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1

調査概要

1 趣旨

中央教育審議会答申※を踏まえ、平成28年度から実施している「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査」を抜本的に見直し、各教育委員会や学校における働き方改革の進捗状況を明確にし、市区町村別の公表等や優良事例の展開を通じて、働き方改革の取組を促すことを目的とするもの。

※新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)
(第213号)(平成31年1月25日)

2 調査基準日

令和元年7月1日時点

3 調査対象

47都道府県教育委員会、20指定都市教育委員会、1721市区町村教育委員会・事務組合等、計1788教育委員会等に調査し、それぞれ所管している各学校に対する取組状況について回答。(例:県教委は主に高等学校・特別支援学校等、市区町村教委は主に小学校・中学校等)

4 回答数

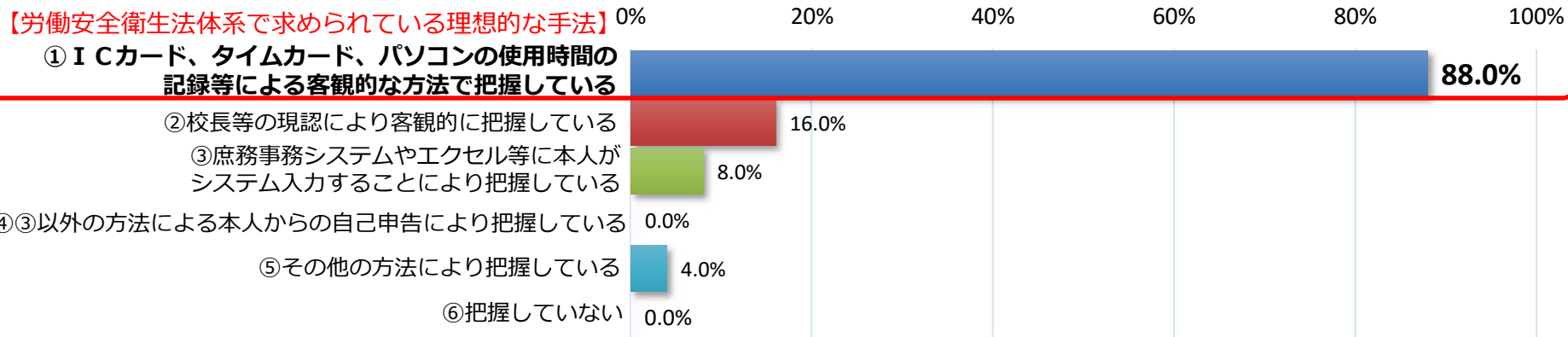
全ての教育委員会等 計1788

2

在校等時間等の把握方法

域内の学校における「在校等時間」等の把握方法（複数回答）

※「在校等時間」等：公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（平成31年1月25日：文部科学省）（以下「上限ガイドライン」）に定める「在校等時間」又は在校等時間に類する時間（勤務実態として教育委員会が把握されている時間を想定）



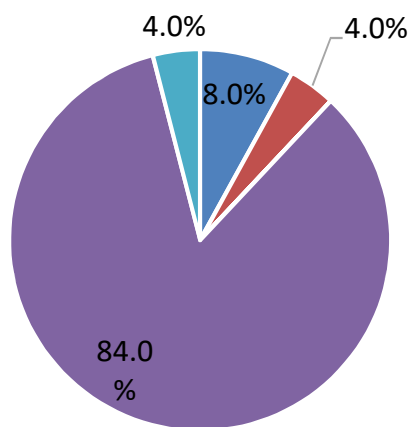
	京都府 (自治体数)	回答自治体	(参考) 全国平均
① ICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で把握している	88% (22)	京都府、京都市、綾部市、伊根町、井手町、宇治市、宇治田原町、亀岡市、久御山町、宮津市、京丹後市、京丹波町、京田辺市、向日市、城陽市、精華町、相楽東部広域連合、大山崎町、長岡京市、八幡市、福知山市、木津川市	48.2%
② 校長等の現認により客観的に把握している	16% (4)	京田辺市、精華町、相楽東部広域連合、舞鶴市	18.7%
③ 庶務事務システムやエクセル等に本人がシステム入力することにより把握している	8% (2)	舞鶴市、与謝野町	35.3%
④ ③以外の方法による本人からの自己申告により把握している	0% (0)		10.9%
⑤ その他の方法により把握している	4% (1)	南丹市	2.5%
⑥ 把握していない	0% (0)		13%

3

勤務時間の上限に関する方針等の策定状況

文部科学省が定めた上限ガイドライン※を参考にした、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等の策定状況（単一回答）

※公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（平成31年1月25日：文部科学省）



	京都府 (自治体数)	回答自治体	(参考) 全国平均
①文部科学省が定めた上限ガイドラインを踏まえた内容で策定済み	8% (2)	京都府、宮津市	15.3%
②独自の基準で策定済みだが、文部科学省が定めた上限ガイドラインを踏まえた改訂を検討している	4% (1)	京丹後市	13.4%
③上限ガイドラインとは異なる独自の方針を策定しており、改訂の予定はない	0% (0)		1.6%
④新たに策定することを検討している	84% (21)	京都市、綾部市、伊根町、井手町、宇治市、宇治田原町、亀岡市、京丹波町、京田辺市、向日市、城陽市、精華町、相楽東部広域連合、大山崎町、長岡京市、南丹市、八幡市、舞鶴市、福知山市、木津川市、与謝野町	52%
⑤策定は予定していない	4% (1)	久御山町	17.7%

4 効果が大いと考えられる取組ベスト10

50の各取組のうち、全国の各教育委員会が「在校等時間等の縮減効果が大いと考えられる取組」と選んだ**上位10の取組**（各教育委員会が5つ選択）

1. 部活動ガイドラインの実効性の担保
2. 学校閉庁日の設定
3. ICTを活用（校務支援システム等の活用等）した事務作業の負担軽減
4. 留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制の整備
5. 部活動への外部人材の参画
6. スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画
7. 保護者や地域・社会に対する働き方改革への理解や協力を求める取組
8. 行事等の精選や内容の見直し、準備の簡素化等
9. 学校に向けた調査・統計業務の削減
10. サポート・スタッフをはじめとした授業準備等への外部人材の参画

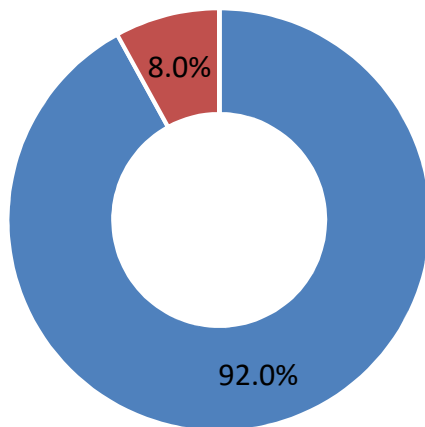
4

1. 部活動ガイドラインの実効性の担保

部活動ガイドライン※¹の実効性を担保するための取組み（各学校における部活動に係る活動方針※²の策定及びホームページでの公表、活動計画や活動実績を校長が確認）を行う等、教職員の勤務時間を考慮した部活動となるよう各学校に促しているかどうか。

※1 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）、文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月）

※2 各ガイドラインにおける、設置者が定めた「設置する学校に係る運動部（文化部）活動の方針」に則り、毎年度、学校長が定める「学校の部活動に係る活動方針」を策定する

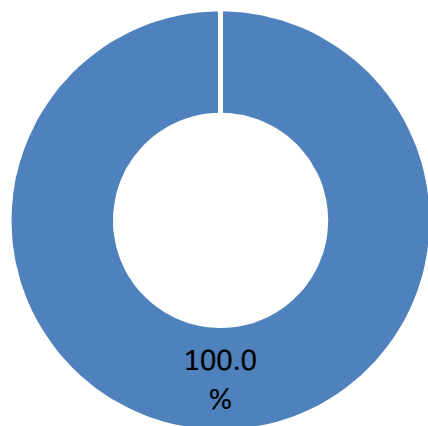


	京都府 (自治体 数)	回答自治体	(参考) 全国平均
■ ①既に実施した又は実施中	92% (23)	京都府、京都市、綾部市、伊根町、井手町、宇治田原町、亀岡市、久御山町、宮津市、京丹後市、京丹波町、京田辺市、向日市、精華町、相楽東部広域連合、大山崎町、長岡京市、南丹市、八幡市、舞鶴市、福知山市、木津川市、与謝野町	84.5%
■ ②実施に向けて検討中	8% (2)	宇治市、城陽市	11.1%
■ ③特に取り組んでいない、 取り組む予定はない	0% (0)		3.6%
■ ④学校種の性質上、検討する 余地がない	0% (0)		0.8%

4

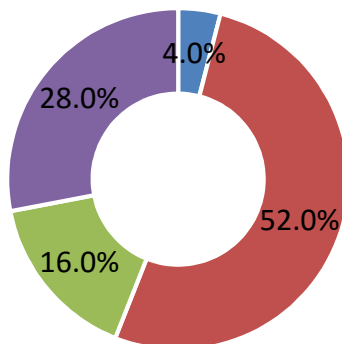
2. 学校閉庁日の設定

学校閉庁日の設定をしているかどうか。設定している期間はどれぐらいか。



		京都府 (自治体数)	回答自治体	(参考) 全国平均
■	①既に実施した又は実施中	100% (25)	京都府、京都市、綾部市、伊根町、井手町、宇治市、宇治田原町、亀岡市、久御山町、宮津市、京丹後市、京丹波町、京田辺市、向日市、城陽市、精華町、相楽東部広域連合、大山崎町、長岡京市、南丹市、八幡市、舞鶴市、福知山市、木津川市、与謝野町	95.7%
■	②実施に向けて検討中	0% (0)		2.5%
■	③特に取り組んでいない、取り組む予定はない	0% (0)		1.7%
■	④学校種の性質上、検討する余地がない	0% (0)		0.1%

【設定期間】

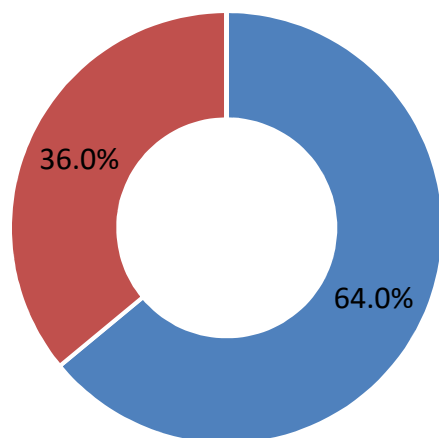


		京都府 (自治体数)	回答自治体	(参考) 全国平均
■	①5日未満	4%(1)	南丹市	53.2%
■	②5日～10日未満	52%(13)	京都市、綾部市、伊根町、井手町、宇治市、宇治田原町、久御山町、宮津市、京田辺市、向日市、精華町、大山崎町、福知山市	38.8%
■	③10～15日未満	16%(4)	亀岡市、相楽東部広域連合、長岡京市、舞鶴市	6.3%
■	④15日以上	28%(7)	京都府、京丹後市、京丹波町、城陽市、八幡市、木津川市、与謝野町	1.7%

4

3. ICTを活用（校務支援システム等の活用等）した事務作業の負担軽減

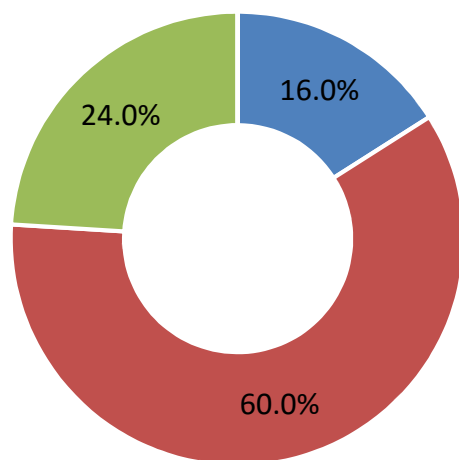
学習評価や成績処理について、ICTを活用（校務支援システム等の活用等）して、事務作業の負担軽減を図っているかどうか。



	京都府 (自治体数)	回答自治体	(参考) 全国平均
①既に実施した又は実施中	64% (16)	京都府、京都市、井手町、宇治市、宇治田原町、久御山町、京丹後市、京丹波町、京田辺市、向日市、精華町、大山崎町、長岡京市、南丹市、八幡市、舞鶴市	59.2%
②実施に向けて検討中	36% (9)	綾部市、伊根町、亀岡市、宮津市、城陽市、相楽東部広域連合、福知山市、木津川市、与謝野町	33.1%
③特に取り組んでいない、取り組む予定はない	0% (0)		7.3%
④学校種の性質上、検討する余地がない	0% (0)		0.3%

4. 留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制整備

勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせ等に備えた留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制を整備しているかどうか。

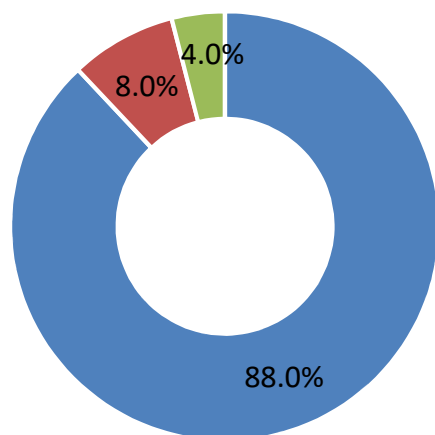


	京都府 (自治体数)	回答自治体	(参考) 全国平均
①既に実施した又は実施中	16% (4)	京丹後市、城陽市、舞鶴市、与謝野町	25.7%
②実施に向けて検討中	60% (15)	京都府、京都市、綾部市、宇治市、亀岡市、久御山町、京丹波町、京田辺市、向日市、精華町、大山崎町、長岡京市、八幡市、福知山市、木津川市	42.1%
③特に取り組んでいない、取り組む予定はない	24% (6)	伊根町、井手町、宇治田原町、宮津市、相楽東部広域連合、南丹市	31.5%
④学校種の性質上、検討する余地がない	0% (0)		0.7%

4

5. 部活動への外部人材の参画

部活動について、部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っているかどうか。

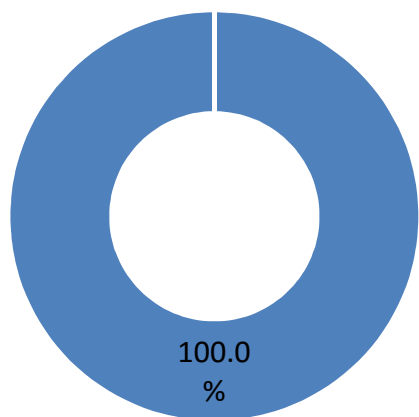


	京都府 (自治体数)	回答自治体	(参考) 全国平均
①既に実施した又は実施中	88% (22)	京都府、京都市、綾部市、井手町、宇治市、亀岡市、久御山町、宮津市、京丹後市、京丹波町、京田辺市、向日市、精華町、相楽東部広域連合、大山崎町、長岡京市、南丹市、八幡市、舞鶴市、福知山市、木津川市、与謝野町	66.4%
②実施に向けて検討中	8% (2)	宇治田原町、城陽市	19.6%
③特に取り組んでいない、取り組む予定はない	4% (1)	伊根町	12.8%
④学校種の性質上、検討する余地がない	0% (0)		1.2%

4

6. スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画

支援が必要な児童生徒等・家庭への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っているかどうか。

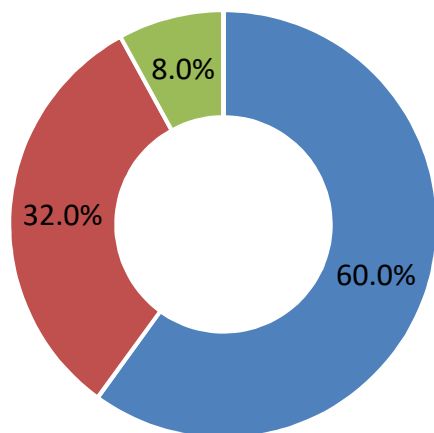


	京都府 (自治体数)	回答自治体	(参考) 全国平均
■ ①既に実施した又は実施中	100% (25)	京都府、京都市、綾部市、伊根町、井手町、宇治市、宇治田原町、亀岡市、久御山町、宮津市、京丹後市、京丹波町、京田辺市、向日市、城陽市、精華町、相楽東部広域連合、大山崎町、長岡京市、南丹市、八幡市、舞鶴市、福知山市、木津川市、与謝野町	95.2%
■ ②実施に向けて検討中	0% (0)		2.7%
■ ③特に取り組んでいない、取り組む予定はない	0% (0)		2%
■ ④学校種の性質上、検討する余地がない	0% (0)		0.1%

4

7. 保護者や地域・社会に対する働き方改革への理解や協力を求める取組

保護者や地域・社会に対して、働き方改革への理解や協力を求める取組を実施しているかどうか。

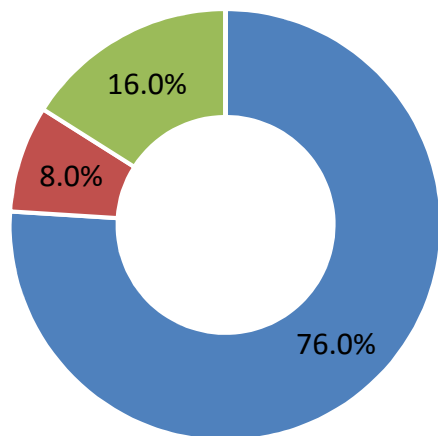


	京都府 (自治体数)	回答自治体	(参考) 全国平均
①既に実施した又は実施中	60% (15)	京都府、京都市、綾部市、宇治市、亀岡市、宮津市、京丹後市、向日市、城陽市、相楽東部広域連合、大山崎町、長岡京市、舞鶴市、福知山市、与謝野町	60.4%
②実施に向けて検討中	32% (8)	伊根町、久御山町、京丹波町、京田辺市、精華町、南丹市、八幡市、木津川市	27.1%
③特に取り組んでいない、取り組む予定はない	8% (2)	井手町、宇治田原町	12.5%
④学校種の性質上、検討する余地がない	0% (0)		0.1%

4

8. 行事等の精選や内容の見直し、準備の簡素化等

学校行事等について、児童・生徒等にとって本当に必要かどうか、本来は学校や地域社会が担うべきものではないか等の視点で、行事等の精選や内容の見直し、準備の簡素化、地域行事との合同開催などを進めるよう各学校に促しているかどうか。

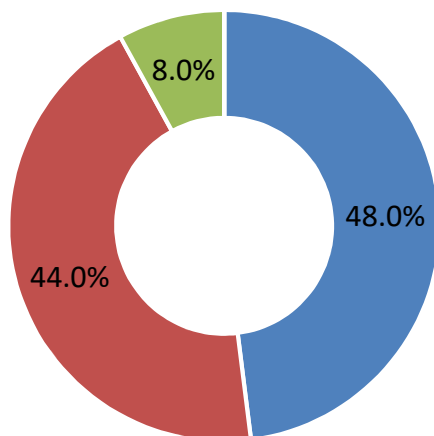


	京都府 (自治体数)	回答自治体	(参考) 全国平均
■ ①既に実施した又は実施中	76% (19)	京都府、京都市、綾部市、井手町、宇治市、宇治田原町、亀岡市、宮津市、京丹後市、京丹波町、京田辺市、向日市、大山崎町、長岡京市、南丹市、八幡市、舞鶴市、福知山市、木津川市	62.2%
■ ②実施に向けて検討中	8% (2)	城陽市、相楽東部広域連合	21.8%
■ ③特に取り組んでいない、取り組む予定はない	16% (4)	伊根町、久御山町、精華町、与謝野町	15.3%
■ ④学校種の性質上、検討する余地がない	0% (0)		0.7%

4

9. 学校に向けた調査・統計業務の削減

教育委員会等から学校に向けた調査・統計業務を削減しているかどうか。

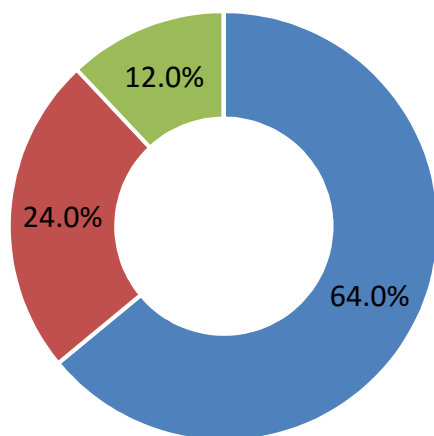


	京都府 (自治体数)	回答自治体	(参考) 全国平均
■ ①既に実施した又は実施中	48% (12)	京都市、綾部市、井手町、宇治市、宇治田原町、京丹波町、向日市、相楽東部広域連合、大山崎町、長岡京市、南丹市、八幡市	62.3%
■ ②実施に向けて検討中	44% (11)	京都府、伊根町、亀岡市、宮津市、京丹後市、京田辺市、城陽市、精華町、舞鶴市、福知山市、木津川市	23%
■ ③特に取り組んでいない、取り組む予定はない	8% (2)	久御山町、与謝野町	13.8%
■ ④学校種の性質上、検討する余地がない	0% (0)		0.9%

4

10. サポート・スタッフをはじめとした授業準備等への外部人材の参画

授業準備について、サポート・スタッフをはじめとした外部人材の参画を図っているかどうか。



	京都府 (自治体数)	回答自治体	(参考) 全国平均
■ ①既に実施した又は実施中	64% (16)	京都市、井手町、宇治市、宇治田原町、亀岡市、宮津市、京丹波町、京田辺市、向日市、精華町、相楽東部広域連合、大山崎町、南丹市、福知山市、木津川市、与謝野町	45.6%
■ ②実施に向けて検討中	24% (6)	京都府、綾部市、京丹後市、城陽市、長岡京市、舞鶴市	16.5%
■ ③特に取り組んでいない、取り組む予定はない	12% (3)	伊根町、久御山町、八幡市	37%
■ ④学校種の性質上、検討する余地がない	0% (0)		0.9%

(参考) 50の取組

下記の5つの分野について、各問【a:既に実施した又は実施中】 【b:実施に向けて検討中】 【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】 【d:学校種の性質上、検討する余地がない】のうち一つを選択（各教育委員会の回答状況については別紙参照）

①推進するための枠組みや体制がどれだけ整備できているか 【推進体制や枠組みの整備状況等:計12問】

- ①所管の学校の働き方改革又は業務改善に関して、時間外勤務の縮減に向けた業務改善方針や計画等を策定している
- ②学校における業務改善の促進にかかる定量的なフォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している
- ③働き方改革の取組について、毎年度実施する教育委員会の自己点検・評価の中で取り上げている
- ④働き方改革の推進や業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等とも共通理解を深めている
- ⑤教育委員会において、学校の教職員の業務量を俯瞰し、学校に対して新たな業務を付加する場合にスクラップ・アンド・ビルドを原則とし、調整を図る組織や体制を整備している
- ⑥保護者や地域・社会に対して、働き方改革への理解や協力を求める取組を実施している
- ⑦管理職に対して、働き方改革に関する研修を実施している
- ⑧管理職以外の教員等に対して、働き方改革に関する研修を実施している
- ⑨教職員の人事評価において、一つ一つの業務について在校等時間という観点からより効果的・効率的に進めることにも配慮する等、働き方に関する視点を取り入れている
- ⑩学校の重点目標や経営方針に、教職員の働き方に関する視点を取り入れるよう各学校に促している
- ⑪業務改善や教師等の働き方に関する項目を学校評価に位置づけるよう各学校に促している
- ⑫教師の働き方に配慮した教育課程の編成・実施について、児童生徒等の実態や各学校の指導体制を踏まえた適切な年間授業計画の編成等を各学校に促している

(参考) 50の取組

②勤務時間や休日の確保を意識した取組がどれだけ進んでいるか

【勤務時間の適正化に向けた取組状況等：計6問】

- ①児童生徒等の登下校の時間設定について、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう各学校に促している
- ②部活動ガイドラインの実効性を担保するための取組み（各学校における部活動に係る活動方針の策定及びホームページでの公表、活動計画や活動実績を校長が確認）を行う等、教職員の勤務時間を考慮した部活動となるよう各学校に促している
- ③通常の勤務時間以外の時間帯にやむを得ず「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振り変更を適正に行うなどの措置を講じている
- ④条例に基づく週休日の振替の期間を長期休業期間にかかるように措置している
- ⑤学校閉庁日の設定をしている
- ⑥勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせ等に備えた留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制を整備している

③教師等が担っていた業務に外部人材を活用できているか

【専門スタッフ・外部人材の活用状況等：計14問】

- ①登下校時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、スクールガード・リーダー、地域人材等）が中心に対応している
- ②放課後から夜間等における見回り、児童生徒が補導された時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、地域人材等）が中心に対応している
- ③地域人材等との連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進委員（社会教育法第9条の7）等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している
- ④児童生徒の休み時間における対応は、地域人材等の協力を得ている
- ⑤校内清掃は、地域人材の協力を得ることや民間委託等をしている
- ⑥部活動について、部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている
- ⑦給食時は、栄養教諭等と連携するほか、地域人材の協力を得ている
- ⑧授業準備について、サポート・スタッフをはじめとした外部人材の参画を図っている
- ⑨学習評価や成績処理の補助的業務について、サポート・スタッフをはじめとした外部人材の参画を図っている
- ⑩学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を図ったりするなど、負担軽減を図るよう学校に促している
- ⑪進路指導のうち、就職先の情報収集等について、事務職員や外部人材等の参画・協力を進めている
- ⑫支援が必要な児童生徒等・家庭への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている。
- ⑬保護者等からの過剰な苦情や不当な要求に対する教育委員会における支援体制の構築について、法的観点から指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置している
- ⑭各学校に人材を配置するための人材バンクの整備や人材募集を教育委員会において一元的に行っている

(参考) 50の取組

④業務の効率化や負担の平準化に向けた取組が進んでいるか

【業務の効率化・平準化に向けた取組状況等：計10問】

- ①授業準備について、ICTを活用して教材や指導案の共有化を図っている
- ②学習評価や成績処理について、ICTを活用(校務支援システム等の活用等)して、事務作業の負担軽減を図っている
- ③業務等の効率化のため、コピー機(カラー印刷・両面印刷可、ステープル機能付、ソート機能等)を各学校に整備している
- ④学校行事等の準備・運営について、従来学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置付けることが適切なものについて、積極的に当該教科等の授業時数に含めるよう各学校に促している
- ⑤一部の教師に業務が集中しないようにするため、校務分掌の在り方を見直す等、業務の偏りを平準化するよう各学校に促している
- ⑥学校における調査・統計への回答等は、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性にかかわるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するように各学校に促している
- ⑦進路指導のうち、進学や就職の際に作成する書類について、校務支援システム等のICTの活用や都道府県や市町村における様式の簡素化・統一化等を進めている
- ⑧保護者等からの過剰な苦情や不当な要求に対する教育委員会における支援体制の構築について、対応マニュアル・手引き等作成・周知をしている
- ⑨学校事務の共同実施をしている
- ⑩地教行法第47条の5に基づく共同学校事務室の設置をしている

⑤学校業務の削減や精選を進めているか

【業務の削減・精選に向けた取組状況等：計8問】

- ①給食費の徴収・管理は、地方公共団体や教育委員会に対応している
- ②給食費以外の学校徴収金の徴収・管理は、教職員が関与しない方法で徴収・管理又は地方公共団体や教育委員会での徴収・管理を行っている
- ③教育委員会等から学校に向けた調査・統計業務を削減している
- ④各学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を推進している
- ⑤学校行事等について、児童・生徒等にとって本当に必要かどうか、本来は学校や地域社会が担うべきものではないか等の視点で、行事等の精選や内容の見直し、準備の簡素化、地域行事との合同開催などを進めるよう各学校に促している
- ⑥研修の精選、報告書等の簡素化、研修時期の適正化を図っている
- ⑦長期休業中の業務としての研修等の精選を行っている
- ⑧学校における研究事業について、必要性についての精査・精選、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方を見直しを進めている